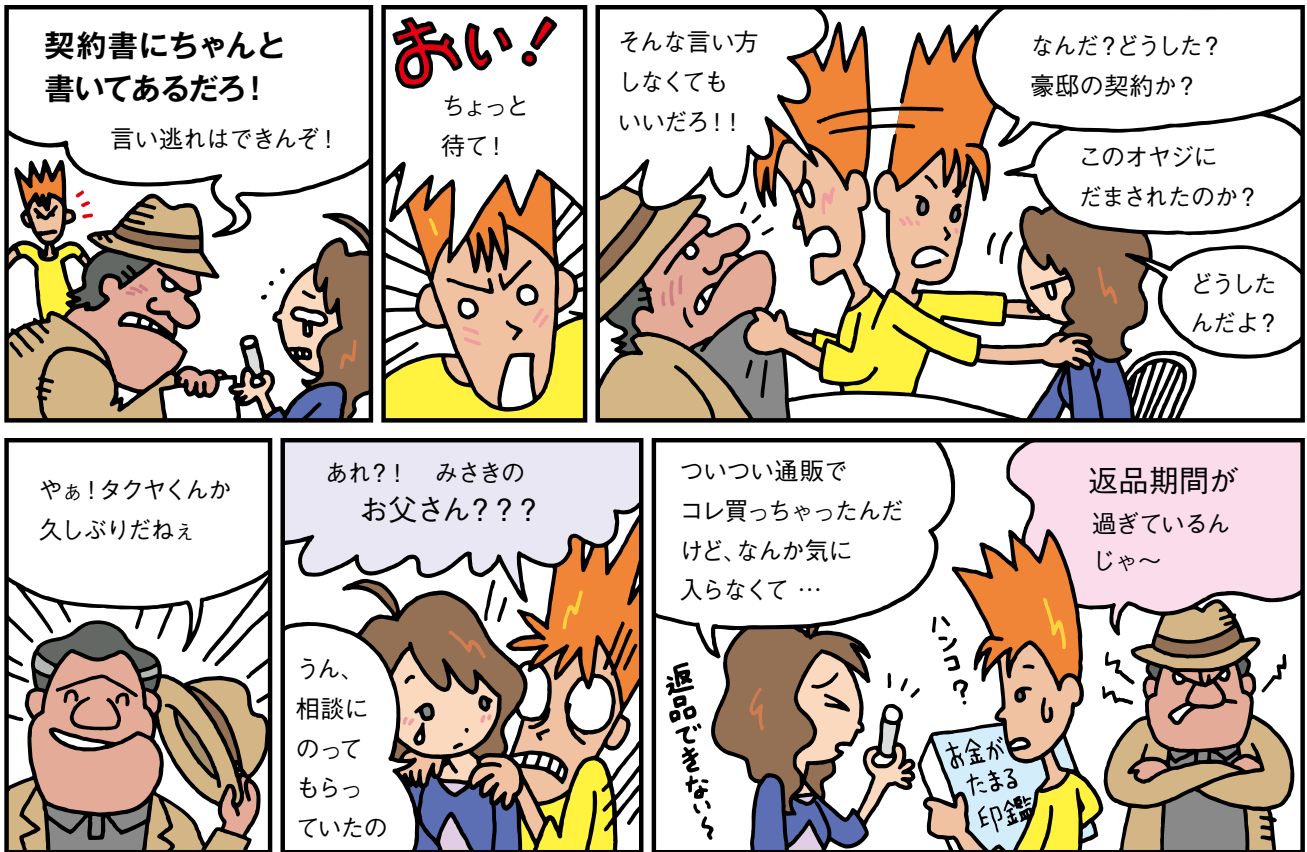


— 契約したことは守りましょう —



F 1 契約 法律上の拘束力がある約束!

社会に出るとさまざまな契約に関わることになります。

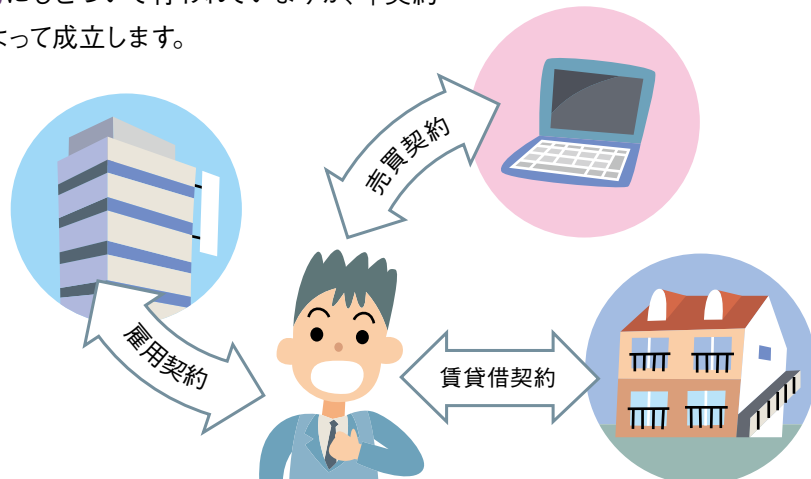
例えば、会社で働いたり、自分のお金で買い物したり、家を借りたりするようになりますが、これは「雇用契約」「売買契約」「賃貸借契約」をしていることになります。

「契約」は、例えば一方が「〇〇してください」と申込み、相手が「〇〇しましょう」と承諾すること、つまりお互いの意思が合致（合意）することによって成立します。契約は、双方に義務と権利が発生する、法律上の拘束力がある約束ごとです。

預金やローンも**銀行との契約**にもとづいて行われていますが、「契約の成立」は、金銭の引き渡しによって成立します。

銀行との契約

- 金銭消費寄託契約
預金の契約。
- 金銭消費貸借契約
ローンの契約。



F 2 契約の範囲 コンビニの買い物も契約といえる?

コンビニで飲み物を買うとき、「これをください」と意思表示をして代金を支払い、商品を手で受け取ります。これも売買契約という「契約」です。

この場合、お互いの義務と権利(代金を支払い商品を受け取る・商品を引き渡し代金を受け取る)がその場で同時に完了するため、契約であることを意識することはあまりありません。



Q7 次の「契約」で、お互いの義務は何でしょう?

(例) バスで移動 : 乗客 (運賃の支払い) ↔ バス会社 (目的地までの輸送)

1. レストランで食事 : 客 (_____) ↔ レストラン (_____)

2. DVDレンタル : 利用者 (_____) ↔ レンタル店 (_____)

3. 携帯電話 : 利用者 (_____) ↔ 通信会社 (_____)

F 3 契約書の意味 署名の前に、内容を確認しよう!

ローンは、後で返す約束をしてお金を借りること、クレジットは後で代金を払う約束をして商品などを買うことです。つまり、借りたお金を返すという約束が実行されるのは、必ず後日になるということが、コンビニの買い物とは大きく違う点です。

約束の時間に遅れない、借りたものは約束の日に戻す、というのも大切な約束ですが、守れなかったとしても、親しい間柄なら許してもらえらるかもしれません。

しかし、ローンやクレジットは家族や友人との約束と違い、他人同士の約束です。また、他人に貸したお金を返してもらえないのは困ります。

ではなぜ、他人がお金を貸すのかを考えてください。それは、返してもらえないときには、返してもらえるように法律上強制することができる「契約」だからです。

契約書は、契約の内容を書面に記載し、後日お互いに行き違いがないようにしておくためのものです。つまり、契約書に記載した内容は当事者が約束したという証拠になるのです。

契約書に**署名**や**押印**をするときには、その内容をよく確認し、契約書(またはその写し)を少なくとも契約関係が終了するまで(ローンやクレジットの場合は、すべての返済が終わるまで)の間は大切に保管しておく必要があります。

署名と記名

契約書などに自分の氏名を自筆でサインするのが「署名」、ゴム印や印刷で記すのを「記名」という。

押印と捺印

どちらも印鑑(ハンコ)を押すことだが、一般に「署名捺印」「記名押印」と使用されている。紙の上に押された印鑑の跡を「印影」と呼び、捺印、押印ともこの印影を得ることが目的。



F 4 契約書の記載事項 契約書の内容を見てみよう!

ローンやクレジットの契約書には、さまざまな約束ごとが記載されていますが、そのすべてが貸し主と借り主の権利(債権)と義務(債務)を定めるものです。疑問点があれば、必ず署名する前に確認します。

クレジットカードの場合には、「入会申込書」に署名し、「会員規約を守る」というのが契約の内容になります。

ここではローンやクレジットの契約書に一般的に記載されている事項をあげておきます。

債権と債務

他者に対し、あることを請求できる権利が「債権」、あることをする義務を「債務」という。売買契約の場合、売り主には商品を渡す「債務」と代金を受け取る「債権」があり、買い主には商品を受け取る「債権」と代金を支払う「債務」がある。お金の貸し借りの場合には、お金を貸した(借りた)あとは、返済を求める債権と返済する債務が残るだけなので、貸し主を債権者、借り主を債務者と呼んでいる。

図 F-1 ローンやクレジットの契約書の記載事項例

①借入金額・利用限度額

借入金額または利用限度額(p11参照)が書かれています。

②利息

金利や利息の計算方法が記載されています。変動金利(p27参照)の場合には、いつどのような基準で金利を見直すかが書かれています。

③手数料

クレジットカードの場合には、毎年、年会費がかかる場合があります。

また、海外で利用した場合に、外貨から日本円への換算に使う為替レートの基準日や手数料なども書かれています。

④返済方法

分割返済、リボルビング返済などの返済方法(p29参照)と毎月の返済額、返済の手続き(銀行口座からの自動引き落としによるのが一般的)などが書かれています。

⑤返済期日

いつ返済するのが明記されています。銀行口座からの自動引き落としを利用する場合には、毎月何日時点の残高を基準にして、何日に引き落とすのかなどが書かれています。

⑥住所変更などの報告義務

住所変更、カードの紛失・盗難などがあった場合には、カードの発行会社などに報告することが義務づけられています。

⑦カードと暗証番号の管理責任

クレジットカードやローンカードは、他人に使わせることはできません。

また、ATM(p10参照)などの機械で利用する場合に、本人確認のために入力する暗証番号は、他人に知られないように十分注意して厳重に管理することが義務づけられています。

⑧保険

クレジットカードの紛失・盗難による被害に保険がついている場合には、その条件が書かれています。

⑨所有権の留保

クレジットで買った商品の所有権は、その返済が終了するまでの間は、クレジット会社にある、という約束です。つまり、返済が終了していない商品を勝手に売ったり、質に入れたりすることはできないということです。

⑩繰り上げ返済

約束の期日より前に返済することを繰り上げ返済といいます。利息は借りている期間に対してかかるので、余裕があれば繰り上げて返済することによって利息の支払いを少なくすることができます。繰り上げ返済の条件などが書かれています。

⑪担保

万一返済できない場合の保証の方法などが書かれています。

⑫期限の利益の喪失

例えば、毎月一定額を返済する契約の場合、「毎月の返済をしている限り、まだ来ていない月(翌月など)の分を返済しなくてよい」というのが「期限の利益」。

返済期限を過ぎても返済しないなど、借り主が契約事項を守らない場合に、貸し主がまだ返済期限が来ていない分についても直ちに返済するように求めることができる、つまり、借り主が「返済期限が来るまでは返済しなくてよい」という「期限の利益」を失うということです。

⑬遅延損害金

約束の期日に返済できない場合には、ペナルティとして借入金利より高い金利で計算した遅延損害金を支払うように定めておくのがふつうです。期限の利益を喪失したことにより一括返済を求められた分に対しても遅延損害金はかかります。

⑭個人信用情報の登録と利用の合意

ローンやクレジットの契約を結ぶと、利用者の信用情報が個人信用情報機関(p36参照)に登録され、その会員(銀行など)によって共同して利用されることになります。登録と利用については本人の同意を得ることになっています。

F 5 契約の取り消し 契約前にきちんと確認!

いったん成立した契約を後から取り消すこと(解約)は、原則としてできません。事前に内容をきちんと確認することが大事になります。

例外的に解約できるのは、次のような場合です。

- ①双方が解約することで合意した場合(あらかじめ解約の条件を契約内容に入れておく場合もあります)
- ②契約で定めた約束を相手が守らない場合
- ③未婚の未成年者が親権者(一般的には親)の合意を得ないで、債務を負う契約をした場合
ただし、未成年にもかかわらず成年者であるとうそを言ったり、親権者の合意を得ているとうそを言ったりした場合には取り消せなくなることがあります。
- ④だまされたとか、脅かされたなどの事情があって、正常な意思表示による契約ではないと認められる場合
- ⑤クーリング・オフが認められる場合(p40参照)
- ⑥消費者契約法などにより認められる場合

クーリング・オフ

「割賦販売法」や「特定商取引に関する法律」によって、訪問販売などで、一定の期間内であれば違約金を払うことなく一方的に契約を解約できる制度のこと。cooling-offとは「頭を冷やす」という意味。

消費者契約法

消費者被害の防止・救済を目的とした法律。消費者が事業者と締結した契約すべてを対象とし、消費者は事業者の不適切な行為(例えば誤認や困惑を与えて勧誘するなど)のために、自由な意思決定が妨げられたことによって結んだ契約を取り消すことができるという内容。

F 6 契約違反 約束を守らないと…?

契約で定めた約束を相手が実行してくれない場合には、裁判所に訴えて、約束を守るように強制してもらうことができます。これを強制執行きようせいしつこうといい、返済の約束を守らない人の財産を差し押さえて売却するなどの方法があります。

また、相手が契約で定めた約束を実行してくれないために損害を受けた場合には、その賠償金を支払うように求めることもできます。ローンやクレジットの返済が遅れた場合の賠償金(遅延損害金)の計算方法は契約で定めておくのがふつうです。

このように、「契約」には法律的な強制力があるのです。



“信用”“契約”のポイント



- お金を借りる人に必要な信用は4つのCで表される。
- 契約は、法律上の強制力がある約束。
- ローンやクレジットの契約書には、貸し主と借り主の権利と義務が書かれている。署名する前によく確認すること。
- 契約は取り消せない(一部、クーリング・オフできる場合がある)。

